

施策名	目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室		
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。	政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

- ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)
- ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について
- ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針
- ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針

測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
			基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度			R8年度	
1 汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数(累積)	0市町村	H27年度	11市町村	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	-	・汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。同地域に含まれる当初の市町村数を長期的な目標値とし、これまでに指定解除された市町村数を実績値として記載。	-
2 対策地域内廃棄物処理・指定廃棄物処理に係る埋立処分量	0	H29年度	2.7万m ³ (袋)程度	R5年度	5万m ³ (袋)程度	5万m ³ (袋)程度	5万m ³ (袋)程度	2.7万m ³ (袋)程度	-	-	-	-	・福島県内の特定廃棄物(対策地域内廃棄物及び指定廃棄物)の処理の進捗を示す指標として、特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画における想定搬入量を目標値とし、また福島県内の特定廃棄物の埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。	○
					52,960袋	50,412袋	48,333袋	34,323袋	-	-	-	-		

達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業(平成23年度)	1,2	126	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	<p>汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても対策地域内廃棄物の処理を着実に進めているところ。また、福島県内の特定廃棄物については、仮設焼却施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。</p> <p>なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>①福島県においては、帰還困難区域を除く対策地域内における解体件数は、令和6年3月末時点で13,590件となっているところ。また、特定廃棄物埋立処分施設において、平成29年11月に県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和5年10月末に特定廃棄物の搬入を完了した。クリーンセンターふたばにおいて、令和5年6月1日に特定廃棄物の搬入を開始した。</p> <p>②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和6年3月末時点で石巻圏域及び黒川圏域では焼却処理が終了、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約の方針に基づき、現在、県・保管市町と取組を進めており、令和4年度には日光市、那須塩原市、令和5年度には大田原市において暫定保管場所への集約が完了し、令和6年5月時点で那須町において集約に向けた準備を進めている。</p>
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射線物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 ・引き続き、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を進め、汚染廃棄物対策地域の指定を解除していくことが必要であるため、現行の指標を維持する。 ・引き続き、福島県内の特定廃棄物の埋立処分が必要であるため、現行の指標を維持する。	
学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進した。当該取組を通じて、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に当たって、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を講じてきた。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」と、目標11番「住み続けられる街づくりを」の達成に貢献できた。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-		